

「忠岡町第5期障がい福祉計画 第1期障がい児福祉計画（素案）」に対する住民のご意見等とそれに対する忠岡町の考え方

● 1人から4件のご意見・ご提言がありました。

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
1	<p>「発達障害者支援法」が改正され、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援と、教育・福祉・医療・労働など緊密な連携が明記されました。忠岡町障がい児福祉計画の方はよいのですが、「忠岡町障がい福祉計画」の方は、発達障害への支援の記述が見当たりません。大人になるというライフステージで、支援の切れ目がここにあるように思えます。精神障がい者手帳や療育手帳を併せ持つ方は、計画にある支援が受けられますが、手帳を持っていない方への支援も計画に載せる必要があると思います。</p>	<p>P5の障害者総合支援法の対象に発達障がい者を含むことを明記しているとおり、各種障がい福祉サービス（P20以降）は、発達障がいのある方や難病の方など、各種障がい者手帳の有無に関わらず利用することができます。本計画では、P31の「日中活動系サービス見込み量の確保方策」の項で、「発達障がいのある人」についても記載しています。また、関連計画の「第3次忠岡町障がい者計画」においては、発達障がいの理解を含めた啓発や各種支援策を掲げています。</p> <p>一方、発達障がいのある方が必要とする各種社会資源等への橋渡しをするためには、相談支援が重要であることから、P39の「i) 障がい者相談支援事業」の説明文に、「<u>発達障がいなど手帳の有無に関わらず、障がいのある人や・・・</u>」と、下線部分を追記します。</p>
2	<p>45ページ 訪問入浴事業について。現在、週1回のため、回数を増やす必要があると思います。重度の障がい者であっても、健常者と同様、せめて週2～3回は入浴ができるようにと思います。</p>	<p>訪問入浴事業は、地域生活支援事業の任意事業として実施しています。この地域生活支援事業は、国や府から補助金が交付されていますが、現状は、総事業費の負担率でなく、基準額の負担率で、町の持ち出し分が多い状況になっています。回数の増加については、町財政の負担となり、財政状況が厳しい状況での回数の増は、厳しいものでありますが、近隣市の状況を調査し、今後必要な合理的配慮について検討して参ります。</p>
3	<p>46ページ スポーツ大会等について。重度の障がい者（児）の温水プールで教室を開設して頂きたいと思います。</p>	<p>発達障がい児のための水泳教室は、障がい者の社会参加の一環として、その事業を社会福祉協議会に委託し、平成29年度は、忠岡町スポーツセンターで2回実施しました。</p> <p>重度障がい者を対象とした水泳教室は、大阪府立障がい者交流促進センター ファインプラザ大阪で、通年で実施しています。指導者とマンツーマン レッスンで実施し、リラクゼーションから水泳指導まで、今後の運動継続のサポートも行っていますので、ファインプラザ大阪等を紹介して参ります。</p>

No.	ご意見・ご提言	忠岡町の考え方
4	<p>特別支援学級の在籍児童数に対して、介助員や支援員の数が、教育委員会の予算のため、忠岡町は圧倒的に不足しています。そのため、普通学級に通級した際、必要な支援が受けられていません。学校生活の場で、福祉予算の方で、支援員がつけられないか検討すべきと思います。</p>	<p>支援学級の介助員につきましては、当該学校長の指導を受け、本務者である支援学級担任の指導の下、学習活動時における介助や生活上の介助等を行っております。学校全体で、支援学級担任、通常学級担任、介助員が協力して指導しています。</p> <p>更なる介助員や支援員の増員については、町財政が厳しい状況でありますので、福祉予算としても支出することは、難しいこととなりますので、ご理解のほど、よろしくお願いいたします。</p>